

# 保育施設・事業利用のしおり

## もくじ

1. 申込みの対象となる保育施設等・・・・・・・・・・ P 1
2. 申込みから利用までのながれ・・・・・・・・・・ P 1
3. 保育の必要性の認定・・・・・・・・・・ P 1
4. 利用調整について・・・・・・・・・・ P 3
5. 利用申込みの方法・・・・・・・・・・ P 4
6. 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合・・ P 7
7. 利用者負担額（保育料）について・・・・・・ P 7
8. 利用申込みの前に必ずお読みください・・・・・・・・ P 8

尼崎市 こども青少年局 こども入所支援担当（市役所北館2階）

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話 (06) 6489-6369

FAX (06) 6489-6467

尼崎市ホームページ

（ページ番号）1 031737

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kosodate/hoikusyo/index.html>

## 1. 申込みの対象となる保育施設等

尼崎市内の保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育事業所等）を申し込むことができます。

詳しい保育施設・事業所（以下「保育施設等」）の情報は、「尼崎市保育施設・事業一覧」をご覧ください。

なお、希望する保育施設等を選ぶにあたっては、事前に見学するなどし、通所（園）距離や保育方針・内容を確認のうえ、お申込みください。その際、事前に保育施設等へ連絡のうえ、見学してください。

保育施設等の種類	入所年齢 ※1	概要
保育所・保育園	0歳から 小学校就学前	保護者の就労等で保育を必要とするお子さんを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。
認定こども園 ※2 （保育部分のみ）	概ね0歳から 小学校就学前	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。 就学前のお子さんに幼児教育・保育を提供します。
地域型保育事業 （小規模保育事業所）	0歳から 2歳まで	定員が19人以下の小規模な事業所で、きめ細やかな保育が可能です。

※1 入所できる月齢は保育施設等により異なりますので「尼崎市保育施設・事業一覧」で確認してください。

※2 3歳以上で認定こども園の幼稚園部分の利用を希望される場合は、直接認定こども園にお申込みください。

## 2. 申込みから利用までのながれ

- ①「保育の必要性」の認定を申請
- ②保育施設等の利用希望の申込み

①と②の手続きは同時に行うことができます。  
※企業主導型保育事業の利用のため、教育・保育支給認定証が必要な方も申請が必要です。ただし、利用調整は行いません。

支給認定証の交付

保育の必要性が認められた場合は、市から支給認定証が交付されます。  
※支給認定証の交付は施設の利用決定ではありません。

利用調整

申請者の希望をもとに保育施設等の状況を踏まえて、市が入所に向けた利用調整をします。

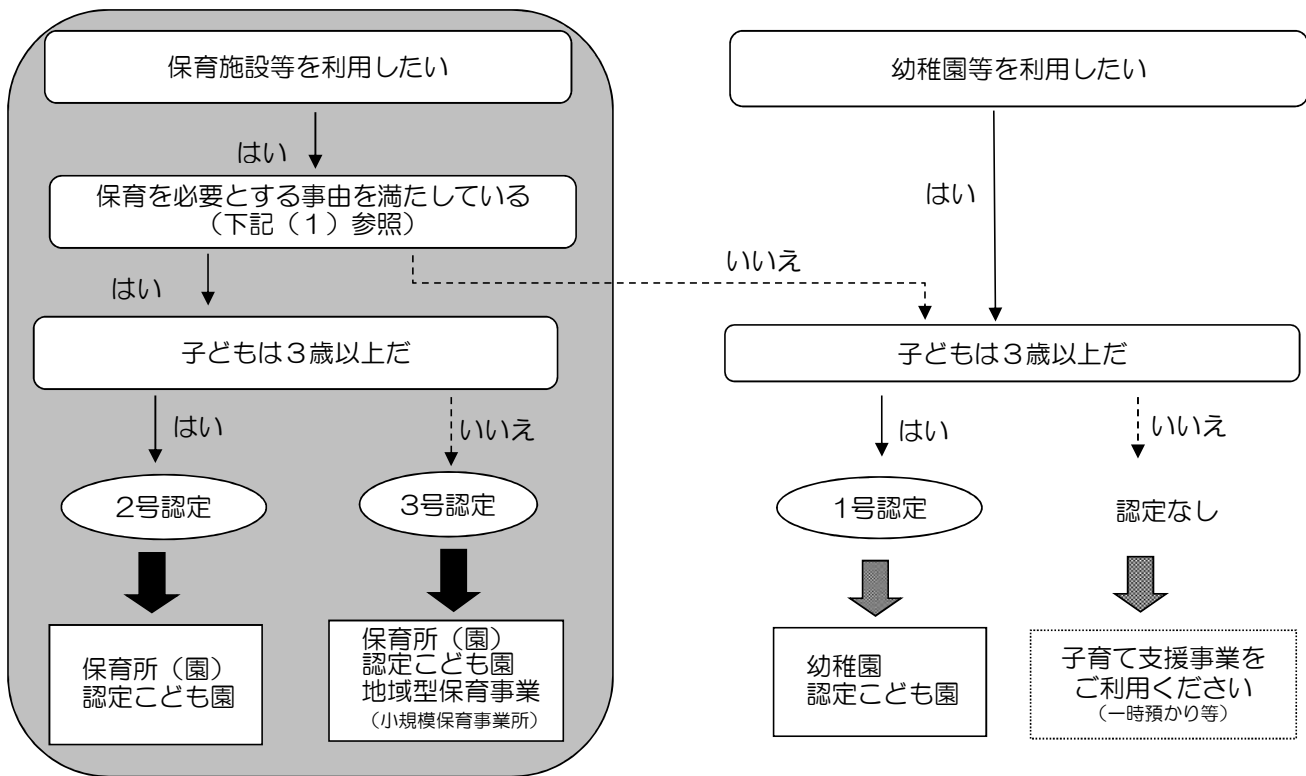
施設及び事業を利用開始

利用する施設が内定した人は各施設で手続きを行い、施設や事業を利用していただきます。

## 3. 保育の必要性の認定

希望する保育施設等を利用するには、2号または3号の認定を受けていただく必要があります。認定を受けるには、「保育の必要性」の事由に該当することが必要です。

★認定の区分と利用できる施設は？



※ 認可保育所等の利用申込みをし、2号または3号の認定を受けて、入所できていない場合、新2号・新3号の申請認定を行わずにみなし認定として、新2号・新3号の認定を受けたものとみなす場合があります。(ただし、新3号認定は市民税非課税世帯の限定)  
 ※ 新2号、新3号につきましては、ホームページの「施設等利用給付認定のしおり(新2号・新3号用)」をご覧ください。

(1) 「保育の必要性」の事由

保護者(事実婚等含む。以下同じ。)のいずれもが次のいずれかの事由に該当した場合、「保育の必要性」を認定します。

事由	保護者の状況
① 居宅外労働	日・祝を除き月64時間以上(ただし、1日4時間以上かつ月16日以上)の労働に常態的に従事していること
② 居宅内労働(自営業など)	
③ 妊娠・出産	母の出産予定日の前8週間である場合(多胎の場合は前14週間)又は出産後8週間以内の場合
④ 疾病・障害	病気や心身の障害により家庭で保育が困難な場合
⑤ 介護等	同居の親族等(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していることにより家庭で保育が困難な場合
⑥ 災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育が困難な場合
⑦ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること
⑧ 就学	大学等に在学、または職業訓練を受けている場合
⑨ 育児休業中の継続入所	産前休暇を取得する以前に就労により既に保育を利用していて、当該育児休業の間も継続して保育を利用する必要があると認められること
⑩ その他	上記に類する状態として市長が認める場合

【注意事項】

- ① ② 夜間(保育施設等の開所時間外)の就労も算定に含みます。
- ⑦ 入所後90日以内に就労し、「就労証明書」の提出が必要です。
- ⑧ 趣味の講座、カルチャースクール等は「就学」の対象外です。

(2) 「保育の必要量(保育を必要とする時間)」の区分

保護者の状況に応じて、「保育の必要量(保育を必要とする時間)」の認定を行います。保育の必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があり、保護者の保育を必要とする事由や通勤時間(保育施設等への送迎時間を含む)なども含めた就労時間等により判断します。

なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では保育料が異なります。

- 保育標準時間 〓〓〓〓〓 月120時間以上の就労、妊娠・出産、災害復旧、求職活動  
(最大11時間までの利用)
- 保育短時間 〓〓〓〓〓 月64時間以上120時間未満の就労、育児休業中の継続入所  
(最大8時間までの利用) 保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間を希望される場合、  
別途認定変更の申請が必要です。

※疾病・障害、介護等及び就学の場合は状況に応じて保育の必要量を認定します。

「保育短時間」にはコアタイムがあります

コアタイムとは、「保育短時間」の認定を受けた方の基本となる保育時間等のことをいい、**午前8時30分から午後4時30分まで**となっています（コアタイムは、保育施設等で異なりますので、「尼崎市保育施設・事業一覧」で確認してください）。

なお、月64時間以上120時間未満の就労等、本来であれば「保育短時間」認定となる場合でも、コアタイムを恒常的に超えて利用する必要のある方については、「保育標準時間」を認定します。

【注意事項】

- ・「保育短時間」認定を受けた方がコアタイムを超えて利用した場合、開所時間内であっても**延長保育料が発生**します。

保育施設等は、それぞれの家庭の就労状況等に応じて認定された保育必要量の範囲内で、就労や通勤等でお子さんを保育できない時間に必要な範囲で利用するものであり、**認定された保育必要量をフルに利用できるというものではありません。**（私的な用事や買い物などの時間は含みません。）

実際の保育時間につきましては、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、利用する保育施設等とご相談ください。

(3) 認定の有効期間

認定の有効期間は、事由により異なります。有効期間が切れると、保育施設等の利用ができなくなります。

事由（2ページ参照）	保育認定の有効期間（保育施設等を利用することができる期間）
① ② ④ ⑤ ⑥	お子さんの小学校就学まで（④～⑥は提出資料によっては有効期間あり）
③	分娩予定日から起算して8週間前が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑦	有効期間の開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
⑧	保護者の卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで
⑨	育児休業の対象となるお子さんが満1歳を迎える日（誕生日の前日）が属する月の末日まで

【注意事項】

- ・認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
- ・3号認定は満3歳を迎える前日（誕生日の前々日）が3号としての有効期間となります。ただし、保育を必要とする事由が継続していれば市が職権により2号認定に切り替えます（保育料は変わりません）。

4. 利用調整（保育施設等の利用決定）について

認定を受けた世帯を対象に、保育施設等の利用のための調整を行います。

保護者の希望、保育施設等の利用状況等に基づき調整しますが、申込みが多数の場合には、保育の必要性が高いと認められる順に、利用可能な保育施設等を案内いたします（先着順・抽選制ではありません）。

保育の必要性の高さは、保育を必要とする事由や世帯の状況、児童の保育状況等を指数化した「尼崎市保育施設等利用調整基準表」を用いて客観的に判断します。令和5年度用の利用調整基準表は本市のホームページでご覧いただけます。

## ★利用調整結果のお知らせについて（5月から1月の利用申込みの場合）

- 利用内定した方      ⇨ 利用開始月の前月16日以降に、内定した保育施設等から面接の電話連絡があります。
- 利用内定しなかった方      ⇨ 利用希望月の前月下旬に市から文書にて通知します。

### 【注意事項】

- ・利用調整結果を確認される場合は、利用希望月の前月16日（土・日・祝と重なる場合は直後の開庁日）以降に、担当課へ問合せしてください。
- ・希望月に入所できなかった場合は、翌月以降も利用調整の対象となります（欠員が生じた場合等に利用調整の対象となります）。
- ・利用内定しなかった方への通知は初回のみです。
- ・申請書の有効期限は、令和6年3月31日までです（ただし「妊娠・出産」の理由で申し込まれた方は定められた期間の終了をもって申請は取下げとなります）。
- ・翌年度も引き続き保育施設等の利用を希望される場合は、改めて申込みが必要になります。

### ※ 4月の一斉申込みの方につきましては、利用調整結果のお知らせ時期が異なります。

（別途、市報・ホームページ等でお知らせします。）

また、2・3月の利用調整結果は1月のお知らせと同日となります。

## 5. 利用申込みの方法

保育施設等の利用の開始日（入所日）は毎月1日です。申込みは随時、受付けています。

申込みは、「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書（兼児童台帳）」に、各世帯の必要な書類を添付して、締切り期日までに提出してください。

なお、4月利用につきましては別途一斉受付を行います。

### （1）申込み書類の配布及び受付場所

担当課、南北保健福祉センター内福祉相談支援課、開明庁舎と各生涯学習プラザ（大庄北・立花南・武庫西・園田東）とアミング潮江プラストいきいき3Fの保健福祉申請受付窓口、各保育所（園）、各認定こども園、各小規模保育事業所

※ 保育施設等の利用に関するご相談はこども入所支援担当で行います。

### （2）締切り期日

利用を希望する月の前月5日までです。

ア 締切日が土・日・祝と重なる場合、直前の開庁日となります。

イ 利用希望施設の追加・変更をされる場合は、締切日までに担当課へ連絡してください（保育施設等の受入れ可能状況はホームページでお知らせしています。ただし、4月入所用は除く）。

ウ 「保育を必要とする事由を証明する書類」及び「世帯の状況を証明する書類」（5・6ページ参照）のうち、利用調整の指数に影響する書類を締切日までに提出されると、翌月の利用調整の指数に反映します。

エ 2・3月の利用申込みの締切につきましては、1月の締切日と同日となります。

オ 4月の一斉申込みについては、締切日が変更となります（受付時期などの詳細は、市報・ホームページ等でお知らせします）。

### （3）申込みに必要な書類

次の書類を揃えて、締切り期日までに提出してください。また、世帯の状況により、追加書類の提出をお願いすることがあります。

- ① 「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書（兼児童台帳）」 ※申込み児童ごとに1部必要
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類(P5 別表1参照) ※保護者それぞれの分が必要
- ③ 世帯の状況を証明する書類(P6 別表2参照) ※該当する世帯のみ必要
- ④ 保育料を決定するために必要な書類(P6 別表3参照)

- ・「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書（兼児童台帳）」の代表保護者名は、所得の多い方をご記入ください。

②【保育を必要とする事由を証明する書類】

※ ①～⑧まですべて利用調整の指数に影響します。

※ 下線書類は本市の様式を使用してください（ホームページからダウンロードできます）。

別表1

事由	必要書類	説明
① 居宅外労働	<雇用されている方>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業中等の方も必要です。</li> <li>・ 変則勤務で2か所以上就労されている方は、シフト表等の勤務状況が分かるものを提出してください。</li> </ul>
② 居宅内労働	○就労（内定）証明書	
	<自営業の方> ○就労（内定）証明書 ○開業届（控）や確定申告書の写し等、業務に従事していることがわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自営業の方はご自身で記入し、開業届や確定申告書の写しを提出してください。いずれもない場合は、氏名・会社名・所在地がわかる書類（名刺の場合は写しは不可）を提出してください。</li> <li>・ 内職の方は元受業者に記入してもらってください。</li> <li>・ 変則勤務で2か所以上就労されている方は、シフト表等の勤務状況が分かるものを提出してください。</li> </ul>
③ 妊娠・出産	○母子手帳の写し等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子手帳の写しは分娩予定日が記載されたページが必要です。</li> </ul>
※ 出産の予定のある方は、必ず提出してください。	<切迫流産等の場合> ○診断書 ○母子手帳の写し等	
④ 疾病・障害	○診断書または障害者手帳等の写し※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者名義のもの。</li> <li>・ 手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。</li> </ul>
⑤ 介護等	○診断書または障害者手帳等の写し※ ○介護等申立書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護対象者名義のもの。</li> <li>・ 手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。</li> </ul>
	<きょうだいの施設通所付添等の場合> ○施設の通園証明書 ○障害者手帳の写し※（手帳を取得している場合） ○介護等申立書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付添い通園している施設で記入してもらってください。</li> <li>・ 手帳の写しは等級と住所が記載された部分が必要です。</li> </ul>
⑥ 災害復旧	○り災証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ り災物件所在地の自治体で発行手続きをしてください。</li> </ul>
⑦ 求職活動等	○求職活動報告書兼申立書 ○就労（内定）証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新聞、インターネット、ハローワークなどでの求人情報の閲覧、知人への紹介依頼等は、この求職活動の範囲には含まれません。</li> <li>・ これから、求職活動をされる場合は「求職活動報告書兼申立書」は不要ですが、求職活動を開始した場合に提出していただくと利用調整の指数に反映します。</li> </ul>
⑧ 就学	○在学証明書（就学予定の場合は合格通知書など） ○履修内容のわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学・専門学校・職業訓練校等に通学の場合、在学証明書を提出してください。</li> <li>・ 履修内容のわかるもの：時間割、カリキュラム等</li> </ul>

※ 障害者手帳等の写し・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、

年金証書・年金額改定通知書（年金の種類：障害基礎年金）、特別児童扶養手当証書

### ③【世帯の状況を証明する書類】

※ ①③④⑤⑥は利用調整の指数にも影響しますので、該当する場合は提出してください。

※ 下線書類は本市の様式を使用してください（ホームページからダウンロードできます）。

別表2

事由	必要書類	説明
①ひとり親等	<p>&lt;下記の書類のいずれか&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○母子家庭等医療費受給者証の写し</li> <li>○児童扶養手当証書の写し</li> <li>○児童扶養手当受給証明書の写し</li> <li>○戸籍謄本及び健康保険証の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書の提出をもって、左記の必要書類に代えることができます。</li> <li>・母子家庭等医療費受給者証の写し（有効期限内のもの）は保護者と子の分が必要です。</li> <li>・健康保険証の写し（有効期限内のもの）は保護者と子の分が必要です。</li> <li>・別居かつ住民票も別であること。</li> </ul>
（離婚調停中の場合）	<p>&lt;下記の書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○裁判所からの呼出状や離婚調停申立書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別居かつ住民票も別であること。</li> </ul>
②祖父母等と同居の場合	○保護者と子の健康保険証の写し	・有効期限内のもので、保護者と子の両方が必要です。
③子又は同世帯員が障害等の手帳を有する場合	○障害者手帳等の写し※（※5ページ脚注参照）	・保育料の算定にも影響する場合があります。
④生活保護受給世帯	○生活保護受給証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南北保健福祉センター保健福祉管理課保護第1・第2担当から発行してもらってください。保育料算定のためにも必要です。</li> <li>・ひとり親等の必要書類に代えることができます。</li> </ul>
⑤同居の祖父母が就労している場合	<p>&lt;雇用されている方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就労（内定）証明書</li> </ul> <p>&lt;自営業の方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就労（内定）証明書</li> <li>○開業届（控）や確定申告書の写し等業務に従事していることが分る書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居の祖父母の就労証明の提出が無い場合は、利用調整の指数に影響します。</li> <li>・自営業の方はご自身で記入し、開業届や確定申告書の写しを提出してください。いずれもない場合は、氏名・会社名・所在地がわかる書類（名刺等）を提出してください。</li> <li>・内職の方は元受業者に記入してもらってください。</li> </ul>
⑥認可外保育施設や一時預かり保育等を利用している場合	○認可外保育施設等利用の直近1か月の領収証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の必要性の事由（就労（内定は除く）、妊娠・出産、疾病・障害、介護等、災害復旧、求職活動、就学）により認可外保育施設や一時預かり保育等を利用している場合に限り、利用調整の指数に反映されます。</li> <li>・保育の必要性の事由を証明する書類（別表1参照）及び認可外保育施設等の領収証を提出してください。</li> <li>・申込み後に育児休業等から復職等をされた方は、認可外保育施設等利用の領収証と併せて復職証明書を提出してください。</li> </ul>

### ④【保育料を決定するために必要な書類】 ※保育料は毎年4月と9月に決定します。

○令和5年4月～8月の間で利用開始を申込みの場合

別表3

対象	必要書類
①令和4年1月1日現在、 尼崎市に住民登録がある方	<p>税書類の提出の必要はありません。</p> <p>なお、未申告により、市が市民税課税情報で令和4年度市民税額が確認できない場合は市民税の申告を行ってください。未申告の場合、保育料を決定するための税情報がありませんので、「<b>最高階層</b>」（D10）で決定を行います。</p>
②令和4年1月2日以降、 尼崎市に転入された方	<p>令和4年1月1日現在に住民登録をしていた市町村が発行する次の（ア）～（ウ）のいずれかの書類が必要です。</p> <p>（ア）市民税が給与から徴収されている方（会社員等） 「令和4年度給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額通知書」の写し</p> <p>（イ）市民税を納税通知書で直接納めている方 「令和4年度市県民税納税通知書」一式の写し</p> <p>（ウ）上記（ア）又は（イ）が用意できない方 「令和4年度市県民税 課税額証明書」（写し可）</p>
③海外赴任の方	<p>海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日）の日本国外での総収入がわかる書類（源泉徴収票、給与明細書等）を添付してください。※必ず日本語訳を添付してください。</p> <p>国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。</p>

○令和5年9月～令和6年3月の間の利用開始を申込みの場合は、

上記説明の「令和4年」を「令和5年」に、③については「令和3年」を「令和4年」に読み替えてください。

## 6. 教育・保育給付認定の内容に変更があった場合

支給認定証の交付後に、保育の必要性の事由や保育必要量が変わった場合、又は申請内容（保護者の氏名・住所・お子さんの氏名など）に変更があった場合は、「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」に、お手持ちの支給認定証を添えて申請してください。加えて、保育の必要性の事由や保育必要量が変更した場合は、それを証明する書類の添付が必要です。

★ 締切り期日 毎月10日までに変更申請を提出していただくと、翌月からの変更となります。  
締切日が土・日・祝と重なる場合、直前の開庁日となります。

## 7. 利用者負担額（保育料）について

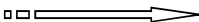
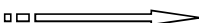
● 幼児教育・保育の無償化に伴い、次の児童の保育料は無償です。

- ・ 3～5歳児クラスの児童
- ・ 市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童

※ ただし、給食費（主食費・副食費）の負担はあります（年収等により副食費が免除となる場合があります）。具体的な料金は、各保育施設等に直接お問い合わせください。加えて、保育材料費や遠足代等の実費がかかる保育施設等があります。

### （1）保育料の決定について

ア 保育料の決定は年2回です。

- ・ 令和5年4月～8月分の保育料  令和4年度市民税所得割課税額に基づき決定
- ・ 令和5年9月～令和6年3月分の保育料  令和5年度市民税所得割課税額に基づき決定

イ 保育料は、市民税所得割課税額（保護者の所得割額の合算）を基に決定します。

ウ 保育料は税額控除（寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等）適用前の市民税所得割課税額で算定します。

エ 保護者の年収が合計103万円未満の世帯で祖父母や曾祖父母等（以下、祖父母等）と同居している場合は、祖父母等の同居親族のうち、最多所得者を家計の主宰者とみなして、児童の保護者と家計の主宰者の市民税所得割課税額を合計して保育料を決定します。世帯分離をしていても、同居していれば次の表を適用します。

【祖父母等と同居の場合】

保護者の年収が合計103万円以上	保護者のみの市民税所得割課税額で保育料を決定
保護者の年収が合計103万円未満	家計の最多所得者の市民税所得割課税額＋ 保護者の市民税所得割課税額で保育料を決定

オ 「保育標準時間」と「保育短時間」では保育料が異なります。

カ 年度の途中で満3歳を迎えたお子さんが3号認定から2号認定に切り替わっても、年度内の保育料は3歳未満の保育料のままです。

キ 確定申告や市民税申告は、期限内に必ず申告してください。

未申告の場合、保育料を決定するための税情報がありませんので、「最高階層」（D10階層）で決定することになります。ただし、年度途中で申告等をされますと、保育料を改めて算定しますので、速やかに当担当課へ連絡をしてください。

ク 結婚・離婚などの世帯員の増減や生活保護の開始・廃止、障害者手帳等の交付・返還が生じたときや市民税額に変更があったときは、保育料が変更となる場合がありますので、当担当課へ連絡をください。

ケ 地方税法の改正に伴い、令和3年度分以降の住民税については未婚のひとり親に対し、「ひとり親控除」が適用されます。該当される方は年末調整や確定申告時等に申告が必要ですのでご注意ください。



## (2) 0～2歳児クラスの児童を対象とした保育料軽減について

### ○年収360万円未満相当の世帯の場合

年収約360万円未満相当の世帯で生計を一にするお子様がいる場合、子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。また、年収約360万円未満相当の要保護世帯等（ひとり親世帯・障害者がいる世帯等）の場合は、第1子の保育料が5,300円、第2子以降の保育料が無料となります。

生活保護世帯や市民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

### ○年収360万円以上相当の世帯の場合

同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業）等（※2）、認可外保育施設（※3）を利用しているお子様が2人以上いる場合、年齢の高い順番に数えて、2人目の保育料は半額に、3人目以降の保育料は無料となります。

※2 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援（旧の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童デイサービス）、企業主導型保育事業

※3 市町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設。認可保育施設等の利用申込みの結果、利用保留となり、やむを得ず利用している場合に限る。

## 8. 利用申込みの前に必ずお読みください

### (1) 保育の必要性を証明する書類の不備又は不足について

申請した書類で、保育の必要性を証明する書類（5ページ参照）に不備又は不足がある場合は、保育の必要性の事由を「求職活動」として認定し、利用調整します。

### (2) 育児休業中の方

育児休業明けで入所した場合は、原則、**利用開始月の翌月10日までには復職し**、復職後速やかに「復職証明書」を提出してください。復職されなかった（育児休業の延長など）場合は、保育施設等の利用ができなくなります。

### (3) 妊娠・出産の事由で入所、及び利用を開始された方

**出産（予定）日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用**となります。

また、利用開始月に保育の必要性の認定事由が妊娠・出産である方も同様です。その期間を過ぎた後、保育施設等の利用を希望される場合は、改めて申し込みをしていただき、利用調整を経ていただくこととなります。

### (4) ならし保育について

お子さんの状況により、入所当初に施設等に慣れていただくための、ならし保育があります。

- ・入所日より前にならし保育をすることはできません。
- ・保育料は通常通りで、減免はありません。

### (5) 就労内定で申請された方

就労開始後、速やかに「就労証明書」を提出してください。希望開始月の採用年月日でなければ就労内定として認められません。

### (6) 求職活動中の方

「保育の必要性」の事由が「求職活動」（就労時間・日数拡大予定も含む）で認定された方は入所後、90日以内に就労（就労時間・日数拡大）及び「就労証明書」の提出が必要です。提出がない場合は、認定有効期間が切れ、保育施設等の利用ができなくなります。

### (7) 就労・就学・求職活動の事由で認定を受けたが、就労（復職）・就学しない（復職証明書等の提出がない）

まま産前期間に入る場合認定事由が「妊娠・出産」に変更となり、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの利用となります。

### (8) 利用の確定の時期について

利用の確定は、内定となった保育施設等との面接の後となります。

(9) 市外へ転出した場合

現在入所している施設を継続して利用できない場合があります。  
市外へ転出の予定があれば、速やかに担当課へ連絡してください。

(10) 公立保育所の民間移管計画について

老朽化した保育施設的环境改善や多様化する保育ニーズへの適切な対応など、本市における保育行政を推進する取組の一環として、現在、取組を進めている「第4次 保育環境改善及び民間移管計画」では、市内の公立保育所のうち、塚口北（移管済み）、富松（移管済み）、神崎（移管済み）、元浜（移管済み）、七松、南武庫之荘保育所を対象とし、次のとおり民間移管を行っていくこととしています（表A）。

また、この計画の対象となっていないその他民間移管予定保育所についても順次民間移管を行う予定としています（表B）。つきましては、公立保育所への入所や転所をお考えの方は、このことをご承知おきのうえ、申込みをしてください。

【表A】

第4次 保育環境改善及び民間移管計画（尼崎市ホームページ ページ番号 1003140） <a href="http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/003/140/keikaku.pdf">http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/003/140/keikaku.pdf</a>			
保育所	移管年度（予定）	定員数（予定）	環境改善工事（予定）
塚口北	平成31年度（移管済み）	60人	施設改修を実施済み
富松	令和2年度（移管済み）	120人	新園舎を建設済み
神崎	令和3年度（移管済み）	90人	新園舎を建設済み
元浜	令和4年度（移管済み）	45人	新園舎を建設済み
七松	5年度	80人（20人増）	現地（七松町2丁目14-1）に新園舎を建設予定 現園舎の撤去や新築工事のために、令和4年1月11日から、旧北難波保育所（西難波町6-1 2-1）に仮移転し保育を実施中
南武庫之荘	6年度	135人（5人増）	園庭に新園舎を建設予定 移管前に新築工事等、移管後に現園舎の撤去工事等を実施予定

【表B】

その他民間移管予定保育所（令和7年度以降予定）
戸ノ内、今北、水堂、西長洲、南杭瀬、築地

（公立保育所民間移管計画に関する問い合わせ先：保育管理課 Tel.6489-6439）

(11) その他

- ア 提出された申込関係書類はお返しできません。コピー等が必要な場合は、あらかじめご自身でコピーをお取りください。
- イ 「支給認定証」は大切に保管してください。次に該当する場合は、同証の返却が必要です。
  - ・ 教育・保育給付認定内容の変更、保育施設等の退所及び市外への転出、申請の取下げ
- ウ お子さまが保育を必要とする状況で、医療的ケアが必要な場合、必ず事前にこども入所支援担当にご連絡ください。こども入所支援担当窓口にて、ご説明後必要書類をお渡しいたします。
- エ 保育の必要性の確認は、毎年行います。

企業主導型保育事業（地域枠）をご利用予定の方へ

保育施設等の入所を待機中に、企業主導型保育事業（地域枠）のご利用を始められた方は、こども入所支援担当までご連絡ください。ご連絡がない場合は、「保育の必要性の認定」が取り消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

企業主導型保育事業（地域枠）のご利用をご希望で、認定の申請をされる場合、申請日以降の認定となり、さかのぼっての認定はできませんので、ご注意ください。

入所手続きや公立保育所民間移管計画の概要は市ホームページでもお知らせしています。（スマートフォンでもOK）

